

## 図書資料における資産計上の取り扱いに関する実務指針

平成21年2月23日  
学術情報総合センター

### (趣旨)

1 この指針は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」及び「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解に関する Q&A」に基づき、大阪府立大学学術情報総合センターにおける図書資料の資産計上の取り扱いについて必要な事項を定める。

### (図書資料の定義)

2 図書資料とは、教育及び研究用に供されるもので、印刷その他の方法により複製した文書、図画(マイクロフィルム等を含む。)又は電子的方法(パッケージ型の電子資料、ライセンス等を取得して利用するネットワーク上の電子資料及びその他これらに準ずるものを含む。)、磁気的方法その他の人の知覚によって認識できない方法により文字、映像、音を記録したものをいう。

### (図書資料の区分)

3 図書資料は、固定資産「図書」として資産計上するもの及び消耗品として費用計上するものに区分される。

### (図書資料の資産計上)

4 取得時に1年以上の使用を予定するものは、固定資産「図書」として資産計上する。また、学術雑誌等において、利用価値等を鑑み、長期使用に耐えうるよう製本したものは、固定資産「図書」として製本処理に要した価格により資産計上する。(雑誌、新聞等の逐次刊行物については原則として消耗品として費用計上を行う。)

### (消耗品扱い図書資料の費用計上)

5 図書資料のうち、教育・研究上、使用予定期間が1年未満で以下の要件のいずれかに該当するものは、消耗品として費用計上する。

(1)内容的に一時的な利用価値のみを有するもの。ただし、利用価値の判断は、使用方法、学問分野の特性を勘案して行うこととする。

(a) 頻繁に、あるいは短期間に更新又は改訂され、そのために価値を失うもの

例: コンピュータマニュアル類、電話帳、時刻表、旅行案内等

(b) 逐次的かつ累積的に内容が改訂されるもの

(c) より完全なものが、現に刊行されているか又は将来確実に刊行されるもの

例: 抜き刷り資料、予備版、速報版等

(d) 広告・宣伝を主な内容とするもの

(2) 研究、学習、授業、実験、診療等で頻繁に使用することにより物理的に著しく汚損、破損、損傷又は汚染することが想定されるもの

例: 医学部の特定部署で使用される診療用、患者用及び実験用手引き書等

(3) 物理的に著しく軽微な装丁で、原型を維持しつつ利用することが困難なもの

例: 切り抜き、リーフレット、ルーズリーフ式のもの等

(4) 書き込み、切り離し等、使用において物理的減耗が前提であり物品として適切な管理が困難なもの

例: 語学演習用資料、試験問題集、複本使用の教科書、楽譜等

#### 附則

この指針は、平成21年2月23日から実施する。